

令和4年3月30日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会  
会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策の周知について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年3月29日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内の新規感染者が高い水準で推移していることから、県の感染警戒レベル「3」を維持することが決定されました。

廃棄物処理は、県民生活・県民経済の安定確保に不可欠な業務でありますので、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じるとともに、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、感染防止に配慮しつつ必要な業務を継続するよう、貴会員に対し十分に周知して下さるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・（資料2）濃厚接触者の特定等について
- ・（資料3）PCR等検査無料化事業の実施状況等
- ・（資料5）感染警戒レベル等について

（令和4年3月29日 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）

・

【担当】

秋田県生活環境部  
環境整備課 廃棄物対策班 田村  
電 話：018-860-1624  
F A X：018-860-3835  
E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp



## PCR等検査無料化事業の実施状況等について

令和4年3月29日  
健康福祉部

## 1 感染拡大傾向時の一般検査事業の期間延長

○知事から県民への要請に基づく無料のPCR等検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、3月以降、新規感染者数が依然として高い水準にあり、首都圏等との往来や県際移動などが増加する年度替わりの時期を迎えること等を踏まえ、4月30日まで実施期間を延長する。

	変更前	変更後
対象者	無症状で、感染不安を感じる秋田県民の方 (ワクチン接種の有無は問わない)	変更なし
実施期間	令和4年3月31日(木)まで	令和4年4月30日(土)まで

## 2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の対象者等の変更

○飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して受検する無料のPCR等検査（ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業）について、国における制度変更に伴い、対象者や実施期間を以下のとおり変更する。

	変更前	変更後（4月1日以降）
対象者	ワクチン接種の有無に関わらず、飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して、陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方	<p>①<u>ワクチン3回目接種が未了</u>の無症状の方</p> <p>②<u>ワクチン3回目接種済</u>で、<u>対象者全員検査等</u>または<u>高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を伴う活動のため陰性の検査結果の確認が必要な無症状の方</u></p> <p>※原則として<u>抗原定性検査</u></p> <p>次の場合は、<u>PCR検査等の利用可</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>10歳未満</u>の方</li> <li>・<u>高齢者や基礎疾患をもつ方等との接触を予定している方</u></li> </ul>
実施期間	令和4年3月31日(木)まで (令和3年度で事業終了)	令和4年6月30日(木)まで

## 感染警戒レベル等について

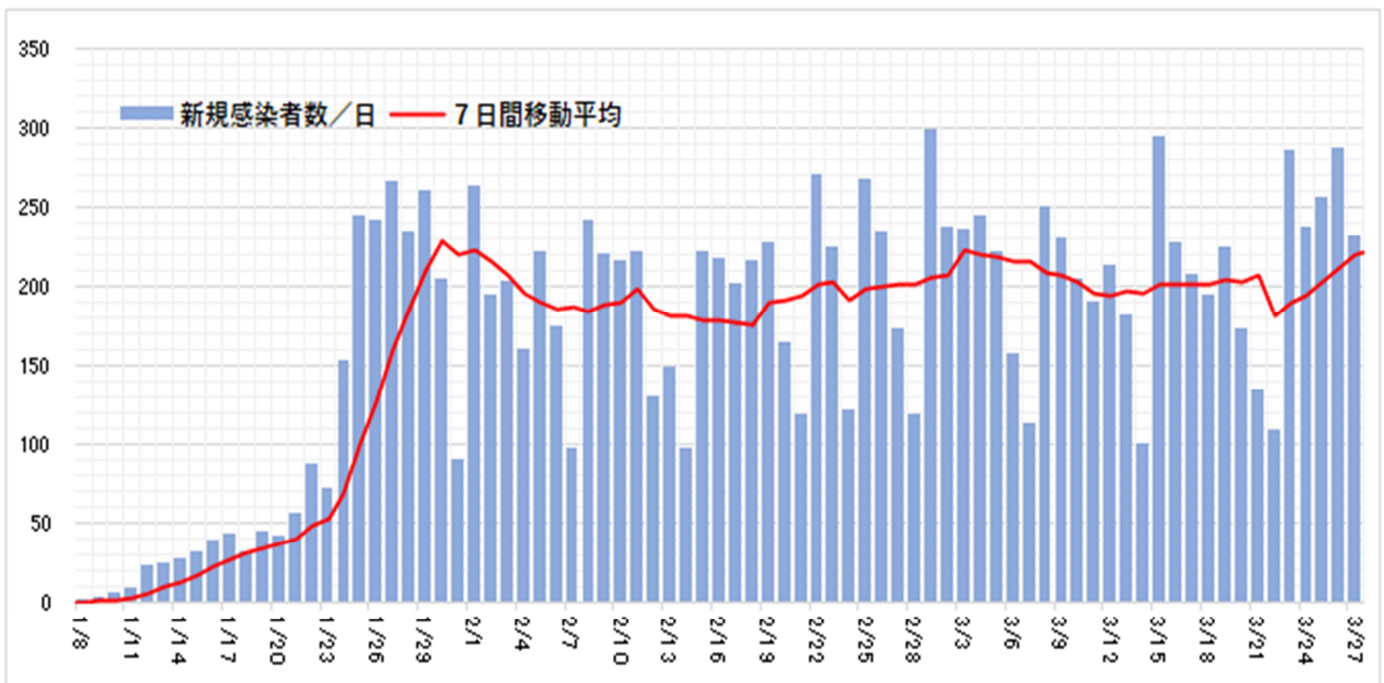
令和4年3月29日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

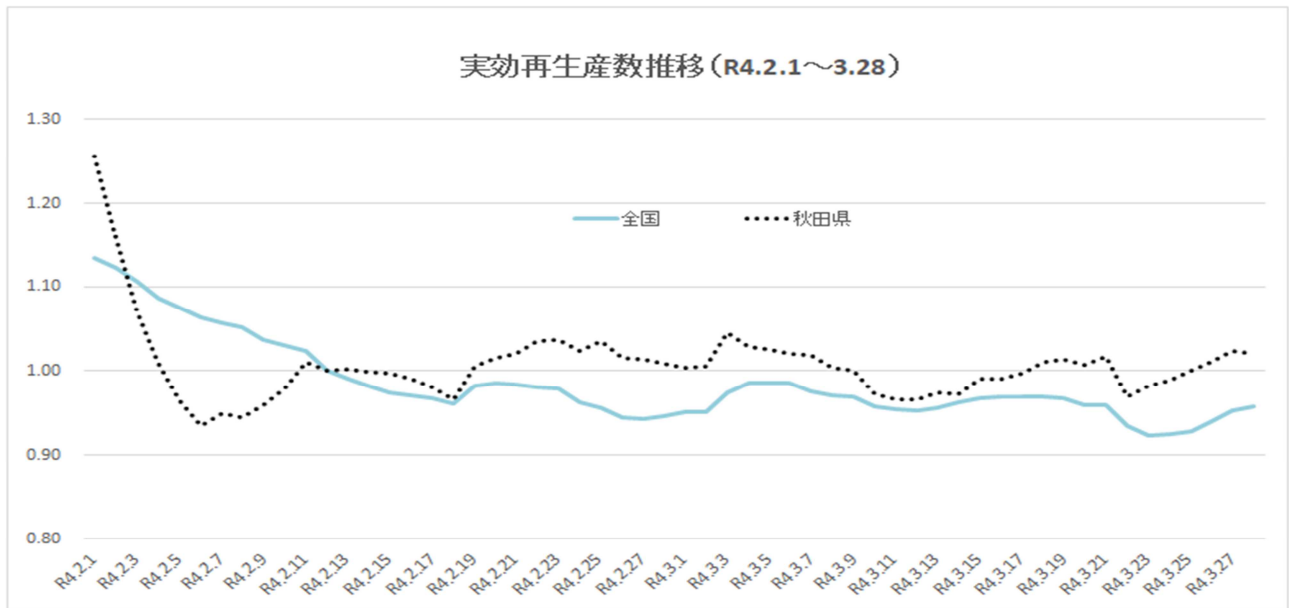
## 1 現在の状況

- ・ 国は、3月21日をもって全国のまん延防止等重点措置を解除した。  
全国の新規感染者数は減少傾向にあるものの、ここ数日は先週の同じ曜日から増加するなど、減少のペースが鈍化してきている。
- ・ 県内における新規感染者数は、連日200人台で推移しており、依然、高止まりの状態が続いている。
- ・ クラスターについては、高齢者施設での発生が減少している一方、保育所や会食による事例が増加している。
- ・ 病床使用率は、3月上旬の水準よりは改善されたものの、いまだ20%台後半で推移しており、軽減傾向とはなっていない。

【公表日別新規感染者数、7日間移動平均の推移（令和4年1月～）】



【本県と全国の実効再生産数推移の比較（令和4年2月～）】



【クラスターの発生状況】

(件)

	学校	保育所	福祉施設 (うち 高齢者)	職場	医療 機関	スポー ツ関連	飲食店	会食	その他	合計
2月	25	14	21 (15)	9	3	3	0	2	2	79
3月	16	22	11 (9)	9	2	0	2	8	1	71

2 県の感染警戒レベルの維持

新規感染者の発生状況や病床の使用状況などを踏まえ、県の感染警戒レベル「3」を維持する。

3 県民への要請内容【継続】

(1) 県外との往来

- ① 県外との往来は、訪問先等の感染状況を踏まえて判断すること。
- ② 県外との往来に当たっては、不織布マスクの正しい着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底した上で、感染に十分注意して行うこと。  
ただし、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

(2) 感染リスクの回避（オミクロン株対策の徹底）

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。  
また、不特定多数による飲酒を伴う会食は控えること。やむを得ず参加する場合は、PCR等の検査を受けるなど、特に感染防止対策を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催を慎重に判断することとし、開催する場合は、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ③ 混雑する場所をできるだけ避けること
- ④ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
- ⑤ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。

- ※ 受検に当たっては、チケットや予約票等、検査目的を確認できる書類の提示が必要。  
ワクチン3回目接種済の方は、検査を受検する必要があることがわかる書類、PCR検査等の利用を希望する方は、該当理由が確認できる書類の提示が必要。  
(県ホームページ掲載の様式例による申立書で代替可)
- ※ 県外在住者も対象となる。

### 3 無料検査の実施場所

- 検査箇所数：55か所（3月29日現在）  
→最新の情報は県特設サイトに掲載 URL：<https://pcr-akita.com/>

### 4 無料検査の実施状況

- 検査キット等の需給ひっ迫を踏まえ、2月上旬以降、感染リスクの高い場面に接した方、感染の可能性がより高い方を中心に利用いただくよう、県民に対して協力を求めているところ。
- 今般、抗原定性検査キットについて当面の安定的な流通に十分な供給量が確保でき、国から実施件数の制限を解除する旨通知されたことから、感染不安を感じる方はこれまでどおり、必要に応じて無料検査を受検していただきたい。

#### <無料検査実績>（3月29日現在） (件)

期 間	PCR検査等	抗原定性検査	計	(うち陽性)
12/28(金)～1/9(日)	955	200	1,155	(2)
1/10(月)～1/16(日)	1,704	371	2,075	(5)
1/17(月)～1/23(日)	2,177	766	2,943	(14)
1/24(月)～1/30(日)	3,774	1,178	4,952	(72)
1/31(月)～2/6(日)	3,283	897	4,180	(55)
2/7(月)～2/13(日)	2,753	705	3,458	(35)
2/14(月)～2/20(日)	2,731	664	3,395	(72)
2/21(月)～2/27(日)	3,064	752	3,816	(85)
2/28(月)～3/6(日)	3,191	850	4,041	(85)
3/7(月)～3/13(日)	2,921	746	3,667	(74)
3/14(月)～3/20(日)	3,123	772	3,895	(74)
計	29,676	7,901	37,577	(573)



# 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の特定等について

本県においては、オミクロン株の特徴を踏まえた政府の方針に則り、濃厚接触者の特定等の対応を以下のとおり変更します。この対応は、オミクロン株が主流である間に限るものです。

## 1. 同居家族等で陽性者が確認された場合

**調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。**

同居家族等で陽性者が確認された場合は、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者の発症日、または陽性者の発症等により家庭内でマスク着用などの感染対策を始めた日の、いずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○待機期間が短縮される場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

## 2. 一般の事業所において陽性者が確認された場合

**原則として、保健所による濃厚接触者の特定は行いません。**

※ただし、多数の陽性者が同時に発生した場合や感染リスクの高い行動が認められるなど、さらなる感染対策の必要性が高いと認められる場合には、保健所による調査等を行う場合があります。

事業所の中で、集団感染（クラスター）が発生した場合等においては、事業所の事業内容に関わらず、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。

◎事業者が留意すること

○事業者は陽性者と接触があった方に対して、接触があった日から一定の期間（目安として7日間）、高齢者や基礎疾患をお持ちの方など、重症化リスクのある方との接触や、重症化リスクのある方が入所・入院している施設への不要不急の訪問（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また多数の方が集まる飲食や大規模イベントへの参加といった、感染リスクの高い行動を控えるよう、周知を行ってください。

○陽性者との会話の際にマスクを着用していなかったり、感染対策を行わずに飲食を共にしていたなど、感染リスクの高い行動を取っていた方がいる場合は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的な検査を行うなど）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

○陽性者と接触のある方が確認されなかった場合も、念のため、陽性者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状がある人がいないか確認し、症状が発現した従業員が出た場合は、速やかに医療機関を受診するよう促してください。



### 3. 入院医療機関、高齢者・障害児者施設等で陽性者が確認された場合

調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

入院医療機関、高齢者・障害児者施設といった、重症化リスクが高い方が入院・入所する施設については、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった従業員や職員の方については、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。

### 4. 保育所、幼稚園、小学校等で陽性者が確認された場合

施設の協力の下、調査・濃厚接触者の特定を行い、行政検査を行います。

厚生労働省の文書において、「保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ」における対応については、「自治体ごとにあらかじめ方針を決定しておくこと」とされているところですが、本県においては、施設側の協力の下、保健所による積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、行動制限を定めることとします。（中学校、高等学校に関しては、一般の事業所と同様の取り扱いとします）

◎濃厚接触者の待機期間について

○特定された濃厚接触者の待機期間は、陽性者との最終接触の日から7日間（最終接触の日を0日目として、8日目に解除）となります。なお、濃厚接触者となった保育所等の職員は、陽性者との最終接触の日から4日目、5日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性が確認された場合は、5日目に解除することも可能です。この場合、解除の判断を保健所に確認する必要はありません。

○濃厚接触者となった保育所等の職員は、待機期間中も、一定の条件の下、毎日の検査で陰性が確認できれば、引き続き業務に従事することも可能です。

なお、待機期間が短縮される場合や、引き続き業務に従事できる場合でも、陽性者との最終接触の日から7日間が経過するまでは、重症化リスクの高い方との接触や、重症化リスクの高い方が入院・入所する施設への不要不急の訪問を避けること（ご自身が医療機関を受診する場合を除く）、また検温などの健康状態の確認や、マスクの着用といった感染対策の徹底をお願いします。